

安心のあるまち

防災行政無線整備

防災行政無線による放送の内容

今回から防災行政無線による放送の内容について説明していきます。

ご存知のとおり、周防大島町は山口県で唯一「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、平成20年1月1日を基準日として以降30年間に南海地震が60～70%程度、南海地震は50%程度の確立で発生し、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合はマグニチュード8.5となり大規模な津波の発生も伴うといわれています。

また近年の異常気象による災害なども予想されるため、周防大島町では平成18年度から防災行政無線の整備を行ってきました。防災行政無線は災害時には災害情報を、平常時には町からのお知らせなどを放送します。

第12回

■問い合わせ／政策企画課
☎0820(74)1007

① 防災放送

本来の目的である災害に関する情報を、屋外拡声子局（スピーカー）や戸別受信機を通じて放送。災害の緊急・予告放送、避難誘導のための放送、救援・救助、復旧活動のための放送など。

② 一般放送

平常時に防災行政無線の施設を利用して、役場やその他の団体等からのお知らせなどを戸別受信機を通じて放送。

共用開始後、一般放送は屋外拡声子局（スピーカー）による放送はしません。屋外拡声子局は災害時に外にいる方への放送設備と位置づけています。スピーカーに近いうところではうるさく、はなれた場所の屋内では聞こえない場合が考えられるため、各家庭に取付けられた戸別受信機から放送します。

一般放送の放送時間など

戸別受信機による一般放送は、朝、昼、夜の放送を予定しています。また、放送内容によっては特定の地域のみ放送もありますが、防災行政無線では基本的に町内一斉放送または4地区（久賀、大島、東和、橘）に分けて放送します。関係のない地域へも放送が流れる場合もありますが、ご了承ください。

一般家庭用と事業所用

戸別受信機は一般家庭、事業所、公共施設に貸与します。

一般家庭に貸与する戸別受信機では、防災放送と一般放送を聞くことができます。

事業所や公共施設などでは、防災放送のみを放送します。ただし、ご要望がある事業所には一般放送も聞けるよう設定を変更します。



戸別受信機貸与申請書の提出はお済みですか。

1月末時点で町内の半数以上の世帯に戸別受信機が取り付けられました。戸別受信機は貸与申請書が提出されている世帯に取り付けを行っています。

しかし、1月末現在で未提出の世帯も若干あります。戸別受信機は災害情報や町からのお知らせなどを放送する大切な設備です。いつでもどこでも災害情報が受信できるような全ての世帯や事業所に取付けが必要となりますのでご協力をお願いします。

大変お忙しいとは思いますが、貸与申請書の提出がお済みでないお宅や事業所は至急提出をお願いします。また、親戚やお知り合いの方でそのような方がおられましたら申請書の提出を勧めたいだけだと思います。

提出したかが分からない場合は確認しますのでご連絡をお願いします。

防災行政無線屋外放送の内容確認は

☎0820(79)0898

※旧大島町でご案内していたテレビホンサービス（☎0120・74・8986）は使用できません。